

東広島市リサイクル推進員の手引き

令和 7 年 8 月

東広島市廃棄物対策課

目 次

I リサイクル推進員制度のあらまし

1	リサイクル推進員とは・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	リサイクル推進員の活動内容・・・・・・・・・・	3
3	活動計画・報告について・・・・・・・・・・	4

II 活動にあたって

1	ごみの分別について・・・・・・・・・・	4
2	研修会の参加について ・・・・・・・・・・	9
3	出前講座のご案内・・・・・・・・・・	9
4	資源回収活動の推進・・・・・・・・・・	10
5	タウンバーバーについて・・・・・・・・・・	13
6	各種回収ボックスのご案内・・・・・・・・・・	14
7	3Rの推進・・・・・・・・・・	16
8	生ごみ処理容器設置助成金交付事業について・・・・・・・・	21
9	食品ロスの削減について・・・・・・・・・・	24

III その他

1	活動中の事故にはご注意ください・・・・・・・・	26
2	Q&A・・・・・・・・・・	26

I リサイクル推進員制度のあらまし

1 リサイクル推進員とは

本市では、平成29年10月に開始した家庭ごみの有料化をはじめとして、ごみの減量と資源化を目的とした様々な施策を実施しています。しかしながら、ごみの減量やリサイクル率の向上を実現するためには、市民一人ひとりが自ら主体となって行動していくことが必要です。そのため平成30年度から、地域のごみ減量と資源化活動を行っていただくリーダーとして、リサイクル推進員制度を創設しました。

リサイクル推進員の皆さんには、市民と行政をつなぐ、地域のリーダーとして、快適で住みよい環境をつくっていくための先導役を担っていただきます。

(1) 選任・登録

リサイクル推進員は、住民自治協議会からの選任（東広島市廃棄物減量等推進員設置要綱（以下「要綱」と言う。）別記様式第1号※）を受けた方を市長が登録します。

(2) 人数

各住民自治協議会から2名ずつ選任してください。

(3) 担当地域

自分が住んでいる住民自治協議会の範囲内で活動していただきます。

(4) 任期

住民自治協議会からの選任届（要綱別記様式第1号）が提出された年度から2年間登録します。ただし、任期中途で交代した場合は、前任者の残任期間までとなります。

また、任期満了後の再任も可能です。

(5) 変更・辞任

任期中途で変更や辞任があったときは、変更・辞任届（要綱別記様式第2号※）を提出してください。

※別記様式は、ご連絡いただければお渡しします。

また、本手引の最後に添付しておりますので、ご利用いただいても結構です。

2 リサイクル推進員の活動内容

リサイクル推進員の皆さんに取り組んでいただく活動は、主に次のようなものがあります。

(1) 清掃及びリサイクルに関する情報の発信及び伝達に関すること

市で行う出前講座（9ページ参照）、地域で行う資源回収（10ページ参照）やイベント等について、地域の回覧板や刊行物等で情報発信していただき、より多くの方がごみの減量や分別・リサイクルについてご理解いただく機会ができるよう情報発信をお願いします。

(2) 資源物及びごみの排出方法、収集日及び集積所の清潔保持の啓発に関すること

市では資源物やごみの正しい排出方法（4ページ参照）を周知する目的で、令和3年6～7月に冊子「ごみブック」を各世帯に配布しています。このごみブックと家庭ごみの収集日程表を参考に資源物とごみの分別啓発をお願いします。

また、ごみステーションを清潔に保つことで、地域の皆さんが気持ちよく利用できるだけでなく、周辺の悪臭や害虫の発生も防ぐことができます。一般的にきれいな場所にはごみが捨てられにくいといわれるため、不法投棄を防止する効果もあると考えられます。皆さんにはごみステーションが清潔に保たれるように利用者等への啓発をお願いします。

(3) 集団回収その他の自主的リサイクル活動の普及啓発に関すること

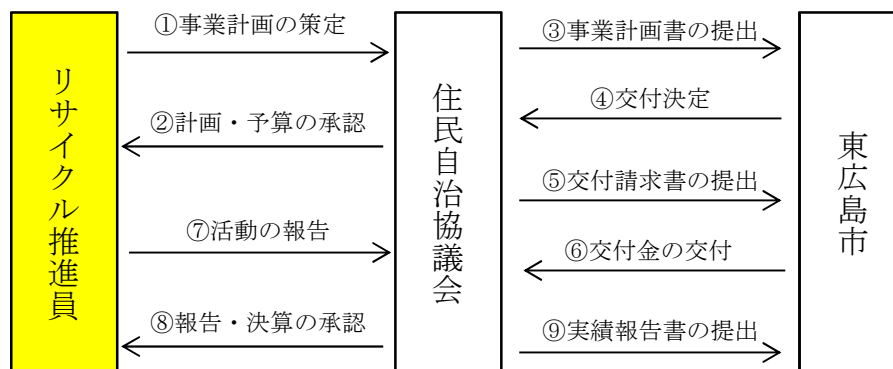
市では自主的に資源回収を実施した団体に対して報償金（10ページ参照）を交付しています。実施した団体はこの報償金に加えて、再資源化業者からの売払い金額も収入になりますので自治会等の活動費の助けになるほか、資源回収を通して住民同士のコミュニケーションの輪が広がることも期待できます。皆さんには、まだ実施していない団体への呼びかけや、既に実施している団体への回収品目の追加等について普及啓発をお願いします。

(4) 環境負荷の少ない生活様式の普及啓発に関すること

近年では便利さと引き換えに、大量生産、大量消費、大量廃棄の構造があらゆる分野で定着しています。この社会構造から脱却するには、市民一人ひとりが「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」の3R（16ページ参照）を生活の中に取り入れていくことが重要といえます。こうした環境にやさしいライフスタイルを普及していくための情報発信についてご協力をお願いします。

3 活動計画・報告について

リサイクル推進員の皆さんに行っていただく活動の計画や活動後の報告は、各住民自治協議会へ提出してください。住民自治協議会で取りまとめていただいた事業計画をもとに、交付金（１０万円）を各住民自治協議会に対して交付します。詳しい内容については「東広島市地域づくり推進交付金の手引き」をご確認ください。



Ⅱ 活動にあたって

1 ごみの分別について

本市で回収を行っている家庭ごみの分別種は、「燃やせるごみ」、「危険ごみ」、「有害ごみ」、「リサイクルプラ」、「その他プラ」、「ビン・缶」、「ペットボトル」、「新聞」、「雑誌・雑がみ・ダンボール」、「燃やせる粗大ごみ」、「燃やせない粗大ごみ」の１１種類です。

「混ぜればごみ、分ければ資源」という言葉もあるとおり、ごみを正しく分別することで環境への負荷を減らし、資源を有効活用することができます。皆さんには適切な排出方法について、地域の方へ周知・指導をお願いします。

(1) ごみを出すときのルール

- ごみは必ず分別してください。（適正に分別されていない場合、収集しません。）
- 指定袋を使用してください。（指定袋に入っていない場合、収集しません。）
- 決められた日、時間に出してください。（収集時間は、交通状況や道路工事等により変わることがありますので、地区ごとに決められた時間を守ってください。）
- 決められた場所に出してください。（ごみステーションは、利用者の皆さんで管理していただいています。勝手に他のごみステーションに捨てることはできません。）
- 事業系のごみは、市では収集しません。（事業者の責任において適切に処理してください。）

(2) 家庭ごみの出し方・注意点

ごみ種	主な品目と注意点	出し方
燃やせるごみ	・生ごみ（<u>しっかり水分を切って新聞紙等に包んでください。</u>） ・食用油（布や新聞紙などにしみこませて出してください。） ・布、皮革、ゴム製品（まだ着ることができる古着は市役所等の回収ボックス（14ページ参照）をご利用ください。） ・剪定枝（直径8cm未満のもの） ・葉、草（付着した土をよく落としてください。多量の場合は処理施設に直接搬入してください。） ・リサイクルできない紙類（感熱紙、複写式の紙、写真、防水加工された紙、汚れたもの、ビニール加工された紙、金紙・銀紙、圧着ハガキ、アルミコーティングされた紙、ティッシュ、トイレットペーパー、においの付いた紙） ・テープ類（ビデオテープ、カセットテープ等。ケースは「その他プラ」です。） ・その他（粘土、少量の灰等）	オレンジ色の指定袋に入れて出してください。 <u>紙類、布類はできるだけ資源化に努めてください。</u>
危険ごみ	・ガラス類（果実酒をつくるビン、海苔が入っていたビン、化粧品のビンを含む。指定袋（40L）に入らないものは「燃やせる粗大ごみ」で出してください。） ・陶磁器類（指定袋（40L）に入らないものは「燃やせる粗大ごみ」で出してください。） ・カミソリ、刃物類 ・鏡類・その他（手鏡、くぎ、縫い針等）	オレンジ色の指定袋に入れて出してください。 ※ごみを出す人や収集する人がケガをしないよう、危ない場合は、新聞紙に包む等して「キケン」と記載してください。
有害ごみ	・電池類 ・蛍光管、白熱球、LED（破損しないように、なるべく紙ケースごと出して	オレンジ色の指定袋に入れて出してください。

	ください。ガムテープ等を巻かないでください。) ・ライター類 (ライターは必ず使い切るか、ガス抜きをして出してください。) ・その他 (水銀式体温計、水銀の使用された血圧計等)	電池・ライターは市役所の回収ボックスもご利用いただけます。(14ページ参照)
リサイクルプラ	※リサイクルプラとは、商品を入れたり包んだりしているもので、中身を出したり使ったりすると不要になる「容器」「包装」類のことです。 ・カップ、パック、トレイ類 (白色トレイはスーパー等の店頭回収もご利用ください。) ・ポリ袋、ラベル、フィルム類 ・チューブ類 (洗にくいものは、ハサミで切る等すると汚れが取りやすくなります。) ・ボトル、キャップ類 (食用油の容器は、逆さにして液が垂れなければ問題ありません。) ・発泡スチロール (大きなものは小さく割って指定袋に入れてください。) ・その他 (薬の包装類、エアキャップ、りんごや玉ねぎ等のネット等)	紫色の指定袋に入れて出してください。  このマークのついているものが対象です。 汚れが取れないものは「燃やせるごみ」で出してください。
その他プラ	※その他プラとは、プラスチックだけでできたもので、リサイクルプラ以外のものです。 ・プラスチック製皿、コップ等 ・クリアファイル ・クリーニングの袋 ・その他 (プラスチック製のストロー、歯ブラシ等)	紫色の指定袋に入れて出してください。 汚れが取れないものは「燃やせるごみ」で出してください。
ビン・缶	・空きビン (中身を使い切って軽くすすぎ、キャップをはずして出してください。金属製のキャップはビン・缶と一	紫色の指定袋に入れて出してください。

	緒に出せます。) • 空き缶（一斗缶（１８リットル）以上の大きさの缶は「燃やせない粗大ごみ」として出してください。) • スプレー缶、カセットボンベ等（必ず使い切ってください。穴をあける必要はありません。) • その他（塗料の缶は中身が固まっている場合は「燃やせない粗大ごみ」で出してください。)	地域の資源回収に出す等、できるだけ資源化に努めてください。（１０ページ参照）
ペットボトル	• ペットボトルのマークのあるもの（飲料用、しょうゆ・しょうゆ加工品、酒類、ドレッシング（ノンオイルのみ）。キャップとラベルは取り外して「リサイクルプラ」で出してください。)	紫色の指定袋に入れて出してください。  PET このマークのついているものが対象です。
新聞	• 折り込みチラシも一緒に出すことができます。（折り込みチラシだけで束ねた場合は「雑がみ」で出してください。)	八つ折にして束ね（高さは20 cmまで）、ひもで十字に縛って出してください。（ガムテープや袋などは使わないでください。) 地域の資源回収に出す等、できるだけ資源化に努めてください。（１０ページ参照）
雑誌・雑がみ・ダンボール	• 本類（クリップなどの金属やプラスチック類（付箋など）、付録のCD、ビニールカバーは取り外してください。)	50 cm×100 cm以下を目安にたたみ（高さは20 cmまで）、ひもで十字に縛

	ホッチキスは取らずに出すことができます。) • 雑がみ(プリント類、包装紙、菓子箱、紙袋、カレンダー、OA用紙、ポスター、ティッシュ箱、牛乳パック等。カレンダーの金属部分やティッシュ箱のビニール部分は取り外して出してください。) • ダンボール(平たくたたんで出してください。)	って出してください。(ガムテープやビニール袋は使わないでください。) <u>地域の資源回収に出す等、できるだけ資源化に努めてください。(10ページ参照)</u>
燃やせる 粗大ごみ	• 木製家具類(たんすや机、戸棚の中に物を入れて出さないでください。鏡やガラス、金具などの不燃部分はできるだけ取り外し、鏡やガラスは「危険ごみ」で、金具等は「燃やせない粗大ごみ」で出してください。) • 寝具類(スプリング入りマットも燃やせる粗大ごみで出すことができます。) • 指定袋(40L)に入らないガラス類、陶磁器類、鏡類 • その他(カーペット、ソファ、座いす、よしず・すだれ、布製キャリーバック、カーテン等) • 伐採木、竹(<u>枝葉は切り落としてください。指定袋(40L)に入る大きさまで切断できるものは「燃やせるごみ」で出してください。</u>)	大きさは180cm×100cm×200cm以内にしてください。 布団や毛布はひもで縛って出してください。 伐採木は、直径8cm以上20cm以下のものは、長さ150cm以下にしてください。<u>直径8cm未満で長さが1m以下の大きさであれば剪定枝粉碎車両をご利用いただける場合があります。(13ページ参照)</u> 竹は、長さ130cm以下、直径20cm以下にしてください。 西条町、八本松町、志和町、高屋町及び福富町について、日程は地域の回覧で確認してください。 黒瀬町、豊栄町、河内町、安芸津町は収集日程表で確認してください。

燃やせない 粗大ごみ	•家電製品類（家電４品目（エアコン（室外機）、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機））は除く。家電４品目は、メーカーや家電量販店に引き取りを相談してください。） •乗物類（自転車、三輪車、ベビーカー等。自転車の防犯登録は警察や販売店で解除してください。） •その他（傘、やかん、一斗缶、フライパン、照明器具等）	大きさは１５０ｃｍ×１２０ｃｍ×２００ｃｍ以内にしてください。 一部の家電製品は、小型家電として市役所で回収しています。（１４ページ参照） 西条町、八本松町、志和町、高屋町及び福富町について、日程は地域の回覧で確認してください。 黒瀬町、豊栄町、河内町、安芸津町は収集日程表で確認してください。
---------------	---	---

2 研修会の参加について

リサイクル推進員の皆さんには、市が主催する研修会に参加いただけます。

（１）開催時期・内容

開催時期：９月ごろ

内容：地域でのごみ減量化や資源化について、ワークショップ（体験型講座）を開催予定。

（２）地域への報告と還元

せっかく参加した研修会もリサイクル推進員の中だけに留めていては効果が薄れてしまいます。研修会で培ったノウハウや情報はそれぞれの地域で報告する機会をつくり、次の活動へとつなげていきましょう。もしかしたら、新たな発想が東広島市から生まれるかもしれません。

3 出前講座のご案内

本市では、ごみの減量と資源化の普及啓発活動の一環として、市の職員が講師として出向き、ごみ減量啓発出前講座を実施しています。自治会、町内会、グループ及びサークル等の単位でもお申込みいただけます。

（１）講座内容（３０分～１時間程度）

- 東広島市のごみ事情
- ごみの分別の目的、３Ｒ

- ・ごみ指定袋について
- ・ごみの各分別種の説明
- ・ごみの減量方法、資源化方法

その他、ご希望の内容がありましたらご相談ください。

(2) 機材等

講座内容によっては、プロジェクターやスクリーンが必要になることがあります。
機材がない場合は、市で準備しますのでご相談ください。

(3) その他

申し込み状況等により開催日時を調整させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

4 資源回収活動の推進

本市では、ごみの減量化、資源化及び意識の向上を目的として、一般家庭から排出されるごみのうち対象品目を自主的に回収した団体に対し報償金を交付しています。

(1) 対象となる団体

次の2点を満たしている団体が対象となります。

- ・地域住民で組織されていること（市内の住民自治協議会、町内会、女性会、子ども会等）
- ・営利を目的としていないこと

(2) 報償金の対象となるもの

- ・古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、牛乳パック、シュレッダーごみ）
- ・繊維類（古着等）
- ・金属類（アルミ缶、スチール缶等）
- ・ビン類（ビールびん、一升びん等）
- ・廃食用油（使用済み廃食用油）

(3) 報償金の額

回収した資源物の重量1kg当たり10円を乗じた額です。団体が資源回収業者に処分料を支払ったときは、その処分料の額を加算します。（運搬料は対象外です。）

(4) 手続きの流れ

① 資源回収推進団体の登録

対象団体は、資源回収の実施前に、廃棄物対策課または各支所地域振興課へ資源回収推進団体届出書を提出してください。（出張所では手続きできません。）

② 資源回収業者と契約

契約先は12ページの資源回収登録業者名簿を参照してください。

③ 資源回収の実施

実施後、次の2点を資源回収登録業者に依頼してください。

- 報償金交付申請書の必要事項の記入
- 計量伝票の発行

④資源回収推進団体報償金交付申請書の提出

廃棄物対策課または各支所地域振興課に、資源回収推進団体報償金交付申請書及び計量伝票を提出してください。

※申請期限：４月１日～９月３０日に実施した場合、当該年度の１０月３１日まで
１０月１日～３月３１日に実施した場合、当該年度の３月３１日まで

⑤報償金交付決定の通知、報償金の振込

書類審査後、指定口座に報償金を振り込みます。

(５) 団体届出事項の変更・団体登録の廃止

団体名、代表者、住所、担当者、電話番号、振込口座に変更があった場合や、資源回収団体の登録を廃止する場合は、速やかに資源回収推進団体届出事項変更（廃止）届出書を提出してください。

資源回収登録業者名簿

(令和7年4月1日現在)

業 者 名	電話番号	所 在 地	取 扱 い 品 目							
			新聞紙	雑誌	ダン ボール	その他 古紙	繊維類	ビン類 (注)	金属類	廃食用油
(株)アールイー新日本	082-847-6020	広島市東区福田三丁目18-9	○	○					○	
(株)アクセス	0846-45-5733	東広島市安芸津町風早516-8								○
(株)イーアンドイー	082-820-1688	広島市安芸区矢野新町二丁目5-1	○	○	○		○		○	
(株)岩本商店	0823-73-7671	呉市広多賀谷二丁目3-9	○	○	○	○	○	○	○	
(有)川畑反毛商会	0823-73-5660	呉市阿賀南二丁目9-9	○	○	○	○	○	○	○	
(株)きやま商会 エコ・リサイクルファーム	082-423-8315	東広島市西条町御園宇765	○	○	○	○	○	○	○	○
(株)クリエイティブ エコ・リサイクルポート	082-421-5224	東広島市豊栄町乃美2671	○	○	○	○	○	○	○	○
(株)こっこー 東広島リサイクルセンター	082-423-7944	東広島市西条吉行東二丁目2-4	○	○	○	○	○	○	○	
(有)西条金属	082-422-6042	東広島市西条町西条139	○	○	○	○	○	○	○	
(有)心祥	0823-83-1107	東広島市黒瀬町丸山1432	○	○	○	○	○	○	○	
(株)白菱 西条資材課	082-422-3111	東広島市西条吉行東一丁目5-16						○		
(株)福之信	082-433-3456	東広島市志和町志和堀3613						○		
(株)本田春荘商店	082-493-5525	東広島市西条中央四丁目2-46	○	○	○	○	○	○	○	
丸新金属商会	090-3630-7069	東広島市安芸津町風早803-9	○	○	○	○	○	○	○	
光山商店	0846-45-4413	東広島市安芸津町風早3201-4	○	○	○	○	○	○	○	
光山商店	082-822-9468	安芸郡海田町幸町8-8	○	○	○	○	○			
(有)山崎金属	0847-33-0070	三原市大和町下徳良2456-3	○	○	○	○	○			○

※業者によって収集方法は異なります。

(注)ビン類は、酒一升瓶、ビール瓶のみの回収業者もあります。(事前に問い合わせてください。)

(50音順)

5 タウンバーバーについて

本市では、家庭での負担軽減と剪定枝の資源化を目的として、剪定枝粉碎車両（タウンバーバー）を導入しています。利用は無料で、破碎処理後のチップは防草材や堆肥としても利用できますので是非ご活用ください。

（１）申し込み方法

タウンバーバーの派遣については、公益社団法人東広島市シルバー人材センターに業務を委託しておりますので、シルバー人材センターへ条件等の確認をし、直接お申し込みください（０８２－４２６－４６８３）。

（２）申し込み対象

市民又は、住民自治協議会（住民自治協議会を構成する自治会を含む。）及び公共的団体

（３）申し込みから派遣までの流れ

①次の４点を決めておいてください。

- ・処理希望日時（２～３候補日時を決めてください）
- ・処理する場所（剪定枝の収集場所）
- ・処理後のチップが必要か、不要か（必要な場合はその量※当日はチップを入れる袋等をご用意ください）

②シルバー人材センターへ連絡し、①の内容を伝えてください。

③数世帯の場合は決定した日時を、地域の皆さんへ伝達してください。

④各世帯で剪定作業をし、①で決めた場所へ剪定枝を集めてください。

⑤当日、シルバー人材センターの作業員が粉碎作業を実施します。

⑥粉碎処理されたチップを受け取ってください（※不要な場合はシルバー人材センターが持ち帰ります）。

（４）注意事項

- ・剪定枝粉碎処理車の派遣は無料です。
- ・事業活動に伴って生じたもの、剪定業者が伐採したものは対象外となります。
- ・複数世帯から出た剪定枝は地域で１か所に集めておいてください。その場所で粉碎処理をしますので、処理車を駐車し、安全に作業できるスペース（集会所駐車場や空き地など）を確保していただく必要があります。また、公道上での作業は危険なためできません。
- ・粉碎したチップのお持ち帰りをご希望の場合は、粉碎したチップを入れる袋又は箱をご準備ください。

6 各種回収ボックスのご案内

本市では、家庭から出たごみや資源物の一部を市役所等の拠点で回収しています。中には通常のステーション回収では資源化できないものもありますので、積極的にご利用ください。

(1) 古布・古着の回収

古着として再利用できるものは海外に輸出され、それ以外のものは工業用ウエスとして再利用されます。

①対象品目

衣服、下着、靴下、タオル、タオルケットなどの繊維品。

〈出せないもの〉

(a) 著しく汚れているもの

例：油污れ、飲食物が付着したもの、芳香剤・香水が施されたもの

(b) 企業名、団体名等が刺しゅう、プリントされている衣服

※ブランド名・ブランドロゴはOKです。

(c) 断熱、保温効果のための綿・ウール等が施されている衣服

例：ダウンコート、防寒着、ジャンパー、ダウンジャケット、手袋など

(d) その他禁忌品

例：帽子、靴、鞆、ぬいぐるみ、枕、布団、カーテン等

②回収場所

市役所、各支所出張所及び一部の地域センター等

③出し方・注意事項

- ・一度洗濯したものを出してください。
- ・ひもで縛るか、ビニール袋に入れて出してください。（紙袋には入れないでください。）

(2) 電池、ライターの回収

①対象品目

乾電池、ボタン電池、ライター、点火棒

※小型充電式電池は回収BOXには入れず、絶縁処理をしてから、廃棄物対策課、各支所 地域振興課、各出張所の窓口で個別にお渡しください。

②回収場所

市役所、各支所出張所

③出し方・注意事項

ライターは必ず使い切るか、ガス抜きをして出してください。

(3) 小型家電の回収

小型家電には、金やレアメタル等の貴重な金属資源が含まれています。

①対象品目

回収ボックスの投入口（４０ｃｍ×１８ｃｍ）に入るもののうち、次のものが対象です。

- ・携帯電話、PHS、パーソナルコンピュータ、タブレット端末
- ・電話機、ファクシミリ
- ・ラジオ
- ・デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
- ・DVDプレーヤー、ブルーレイプレーヤー、ビデオテープレコーダー
- ・MDプレーヤー、CDプレーヤー、ICレコーダー、ヘッドフォン
- ・ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード
- ・電子書籍端末
- ・電子辞書、電卓
- ・電子血圧計、電子体温計
- ・ドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電動歯ブラシ
- ・懐中電灯
- ・時計
- ・据置型ゲーム機、携帯ゲーム機
- ・カーナビ、カーステレオ、ETC車載ユニット
- ・これらの付属品（リモコン、ACアダプター、充電器等）

②回収場所

市役所、各支所出張所

③出し方・注意事項

- ・個人情報はず必ず消去してください。
- ・電池やバッテリーは取り外してください。
- ・一度回収した小型家電は返却できません。

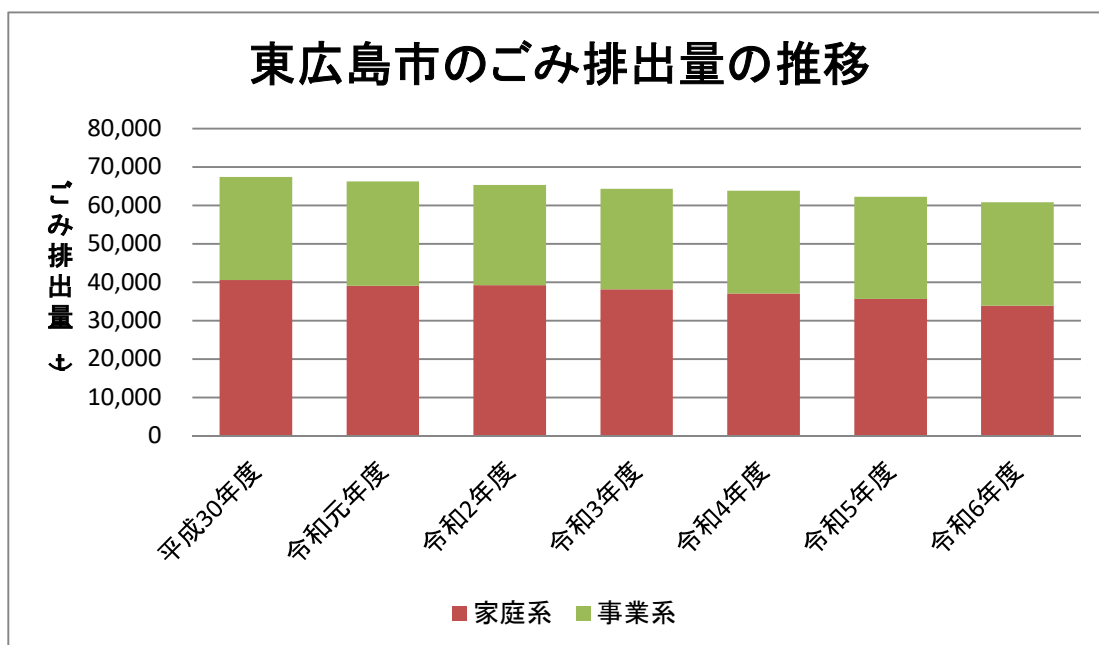
7 3Rの推進

ごみを減らし、豊かな環境を次世代へ引き継ぐためには、わたしたち一人ひとりがライフスタイルを見つめ直し、環境への負荷を必要最小限に抑える必要があります。その具体的な手段として「3R」が挙げられます。3Rとは、「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」の3つの頭文字をとった言葉で、これらを行動に移していくことがごみの減量と資源化の一番の近道といえます。3Rはリデュース、リユース、リサイクルの順に取り組んでいくのが最も効果的です。

(1) 東広島市のごみ事情

本市の令和6年度のごみ排出量は60,808トンです。近年増加傾向にあったごみ排出量は、平成29年度のごみの有料化などにより、令和元年度から減少しています（図1及び表1）。

(図1)



(表1)
(単位: t)

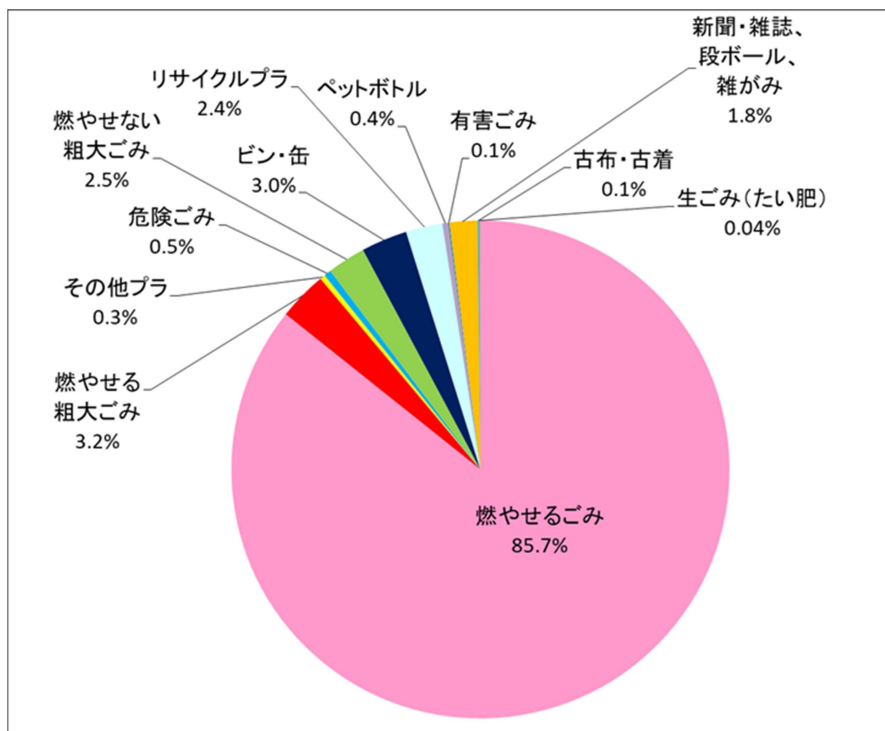
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
家庭系	40,538	39,063	39,238	38,132	37,048	35,678	33,891
事業系	26,842	27,195	26,080	26,167	26,722	26,562	26,917
合計	67,380	66,258	65,318	64,299	63,770	62,240	60,808

ごみの排出量を市民1人1日当たりの排出量に置き換えると、令和6年度は875グラムです。本市では、令和17年度までにこの数値を850グラム以下に減らすこ

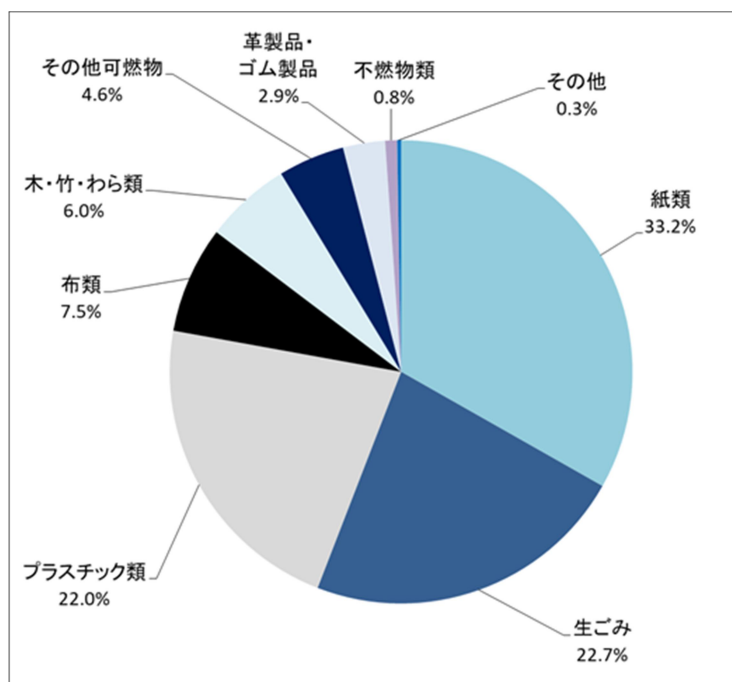
とを目標としています。

本市のごみの内訳（図2）をみると、約86%が「燃やせるごみ」となっています。さらに、燃やせるごみの組成（図3）をみると「紙類」、「生ごみ類」「プラスチック類」が全体の約78%を占めています。つまり、これらのごみをうまく分別することがごみの減量に効果的であるといえます。

（図2）ごみ分別種の全体に占める割合（令和6年度実績）



（図3）燃やせるごみの組成分析結果（令和6年度実績）



(2) リデュース（ごみの発生を減らす）

ごみを資源化することは良いことですが、資源化するにも多くの費用やエネルギーが必要となります。わたしたちが目指すべきは、大量に消費したものを資源化する「大量リサイクル社会」ではなく、資源・エネルギー消費量の少ない「循環型社会」です。

そのためには、ごみになる前の段階から捨てる時のことを意識し、ごみを元から減らすことが重要です。

① 買い物の方法を変えてみる

普段何気なくする買い物ですが、「買い物は投票」といわれるほど消費者の選択は企業、そして社会に大きな影響を与えます。また、買い物はほぼ毎日行うものですので、ちょっとした取り組みが大きな効果につながります。

- ・マイバックを持参する。
- ・使い捨ての製品を選ばない。
- ・余分な包装は断る。
- ・小分け包装の商品を選ばない。
- ・ばら売りや量り売りで必要な分だけ買う。

環境を大切にして商品を選ぶ消費者を「グリーンコンシューマー」といいます。商品を選ぶ際の視点として価格、品質、安全だけでなく、「環境」を加えて社会の主体者になりましょう。

② 生ごみを減量する

現在日本では、まだ食べられるものがそのまま廃棄される「食品ロス」が問題になっています。食品ロスは年間472万トン（農林水産省及び環境省「令和4年度推計」より）に上るといわれ、国民1人が1日で茶碗1杯分の食べ物を廃棄している計算になります。また、生ごみは水分が多く、重量もあるため、減量の効果が比較的表れやすいといえます。皆さんの手で日本の食品ロスを少しでも防ぎましょう。

- ・買い物前に冷蔵庫の中身をチェックし、不要なものを買わない。
- ・賞味期限※1 と消費期限※2 の違いを理解する。

※1 賞味期限とは・・・「おいしく食べられる期間」

※2 消費期限とは・・・「過ぎたら食べない方が良い期間」

- ・葉や茎、芯や皮など食べられる部分はなるべく食べる。
- ・余った料理は別の料理に変身させる等、飽きない工夫をする。
- ・捨てる時にしっかり水を切る。
- ・生ごみ処理機等を利用して減量化、堆肥化に努める。（21ページ参照）
- ・フードバンクを利用する（24ページ参照）

(3) リユース（繰り返し使う）

日本では古くから飲料ビンの再使用や着られなくなった服のおさがり等、物を大切にする文化が根付いており、「もったいない」という言葉は我が国が世界に誇るものです。いらなくなったものでも、捨てる前に「別のかたちで使えないか」、「必要としている人がいないか」をもう一度考えてみましょう。

①フリーマーケットやリサイクルショップを利用する

フリーマーケットやリサイクルショップでは子供服や日用品などを安く購入することができます。また、売る側になる事で、いらなくなったものがお金になり一石二鳥です。

②繰り返し使用する

商品が使えなくなったときに新しいものを購入するのではなく、同じものを何度も繰り返し使うことで、資源を節約することができます。

- ・詰め替え式の商品を選択する。
- ・イベントで使用する食器類を繰り返し使えるものにする。
- ・壊れたものは修理して使う。
- ・リターナブルびん※を選択する。

※牛乳びんやビールびんのように洗浄・消毒して繰り返し使われるビン

(4) リサイクル（資源として再生利用する）

皆さんが普段捨てているものの中にも、きちんと分別すれば資源として再利用できるものが含まれているかもしれません。リサイクルの第一歩は分別からです。正しい分別を理解し、無理せずできるところから始めることが長続きの秘訣です。

①正しい分別方法を確認する

17ページにもあるとおり、燃やせるごみの中には紙・布類や合成樹脂（ビニール）類など、分別すれば資源になるものが含まれています。これらを分別するだけでも、使用するごみ袋の量をぐっと減らすことができます。

- ・リサイクルできる紙は「雑がみ」で分別する。（8ページ参照）
- ・プラマークのあるプラスチックは洗って「リサイクルプラ」で分別する。（6ページ参照）
- ・古布、古着は市の回収ボックスに出す。（14ページ参照）

②資源回収等を利用する

市内には、市以外にも資源を回収している団体や事業者が多く存在します。店頭回収では、お店で使えるポイントが付くこともあるのでさらにお得です。

- ・地域の資源回収を積極的に利用する。（10ページ参照）
- ・食品トレイ、ビン・缶、ペットボトル、古紙などはスーパーマーケット等に設置されている店頭回収ボックスを利用する。

リサイクル推進員の取り組み例（参考）

（１）地域の方を対象に講演会やワークショップを開催する

ごみの減量や資源化、グリーンコンシューマーなどに精通した講師を招いて話を聞くことで、ごみを身近な問題として考えるきっかけになります。また、座学よりもワークショップ形式にすることで参加者の理解が深まります。

（２）チラシや刊行物を利用して啓発する

ごみの課題はその地域の特色に応じてさまざまだと思います。地域で発行している冊子や回覧を利用することで、ピンポイントで注意喚起や情報発信を行うことができるので非常に効果的です。

（３）リユース食器をレンタルする

地域のイベントや祭りで飲食物を販売・提供する際に、使い捨ての容器を使用するのではなく、消毒・洗浄して繰り返し使えるリユース食器を利用することでイベントごみを減らすことができます。リユース食器は購入すると費用がかさみますが、レンタルすれば１枚２０円ほどで利用することができます。

（４）リサイクルステーションを整備する

資源物をごみステーションに出すのではなく、集会所などに資源物を回収する集積所を常設することで、市の収集日を待たずに出すことができるだけでなく、住民のリサイクル意識の向上や自治会等の収入アップにもつながります。

8 生ごみ処理容器等設置助成金交付事業について

本市では、一般家庭から出る生ごみを減量・堆肥化する容器または庭木の剪定枝等をチップ化する機器を購入し設置する人に対し、予算の範囲内において、購入費の一部を補助し、廃棄物の減量化を図っています。

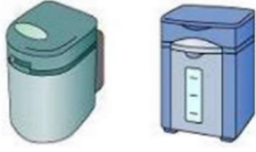
これまで購入前の申請が必要でしたが、令和6年4月1日から購入後に申請する手続きに変わりました。

(1) 助成対象者

以下の条件を全て満たす人

- ・市内に住所を有する個人(世帯主に限る)
- ・購入し設置した生ごみ処理容器等により生成されたものを、自己の責任において適正に処理できる人。
- ・納期限が到来している市税（その延滞金を含む。）の滞納がない人。

(2) 助成対象容器等

	生ごみ処理容器	かばん型 生ごみ処理容器	生ごみ処理機	剪定枝破砕機
対象品目				
特徴	土中の動物、微生物等の活動を利用して生ごみを堆肥にし、又は消滅させる容器（段ボールで作られたものを除く。）をいう。	生ごみ処理容器のうち、かばんの形状の容器をいう。	電氣的動力により生ごみを乾燥させ、若しくは微生物等の活動を利用するために用いる専用原料と生ごみをかくはんすること又はこれらの方法を組み合わせることにより、生ごみを減量し、又は堆肥にする機器（生ごみを粉碎して水とともに排水管に流すものを除く。）をいう。	動力を利用して樹木の剪定枝等を破砕し、及びチップ化する機器をいう。
助成個数	最大2個	最大3個	最大1台	最大1台
助成率	1/2	1/2	1/2	1/2
助成限度額	最大1万円	最大1万円	最大3万円	最大3万円

(3) 事業の流れ

①生ごみ処理容器等を購入しましょう。

(a) 過去に助成金(旧補助金)を利用したことがある場合は、必要な年数が経過しているか廃棄物対策課(082-420-0926)にお問い合わせください。

②生ごみ処理容器等を設置し容器等の設置状況を撮影したら、申請の手続きを行ってください。(※購入してから1年以内に申請してください。)

注意事項

- 生ごみ処理容器等の購入後は、下表「生ごみ処理容器等購入後の提出書類」に記載の書類を提出していただきます。申請時にこれらの書類が揃わない場合、助成金を交付できません。
- 購入価格は、実際に支払う金額(ポイントを利用し購入される場合は、利用後の金額)(税込)です。生ごみ処理容器等本体以外の購入費用、保証金、送料、設置費用を含めないでください。
- 世帯主の名前で申請してください。
- 助成金交付申請書兼請求書には、購入した商品のメーカー、型番、購入価格(実際に購入した価格)を記載します。
- 申請者以外の口座名義を使用する場合、委任状の提出が必要です。
- 助成金の交付にあたって、市が、申請者の世帯構成、住所及び市税の納付状況の確認を行います。市が確認することに同意いただけない場合や助成金の交付をお急ぎの場合は、住民票と市税の滞納がない証明書(発行日が助成金交付申請書兼請求書提出日の30日前までであるもの)を助成金交付申請書兼請求書に添付してください。
- 助成金交付申請書兼請求書提出後、市から助成金交付決定通知書又は助成金不交付決定通知書がご自宅に届きます。(※1)

※1 通常は、助成金交付申請書兼請求書提出日から2週間程度、お急ぎの場合は1週間程度で届きます。お急ぎの場合は納税証明書をご自身で発行して頂くこととなるため、別途手数料(令和7年4月1日現在300円)が必要になります。

生ごみ処理容器等購入後の提出書類			
購入形態		提出書類	
店舗で 購入	現金支払	1. 領収書※ 2. 領収書に、下記の(1)から(6)の記載がない場合は、(1)から(6)の記載がある、販売店が作成する書類	・助成金交付申請書 兼請求書（※2） ・住民票（※3） ・納税証明書（※3） ・設置状況の様子が 分かる写真
	クレジットカード支払		
	※(1)世帯主の氏名、(2)支払年月日、(3)購入価格、(4)製造メーカー、 (5)商品名及び型番、(6)販売者名の記載のあるもの		
インター ネット で 購入	金融機関支払 コンビニ支払 代引き支払	1. 領収書（金融機関又はコンビニが発行する払込受領書、代引きの場合は運送会社が発行する受領書） 2. 領収書と注文承諾通知メールに、(1)世帯主の氏名、(2)支払年月日、(3)購入価格、(4)製造メーカー、(5)商品名及び型番、(6)販売者名の記載がない場合は、(1)から(6)の記載がある、販売店が作成する書類	※2 申請者以外の口座名義を使用する場合、委任状も提出 ※3 市の職員が申請者の情報（世帯構成・住所・市税の納付状況）を利用することに同意する場合は、提出不要
	クレジットカード支払	1. 領収書（オンラインショップが発行するもの） 2. 領収書に、(1)世帯主の氏名、(2)購入価格、(3)製造メーカー、(4)商品名及び型番、(5)販売者名の記載がない場合は、(1)から(5)の記載がある、販売店が作成する書類	

（４）助成金の再申請

生ごみ処理容器等の購入の日の翌日から起算して次の年数を経過したときは、買い替えの場合も助成の対象となります。

再申請を希望される方で、再申請が可能かどうかご不明な場合は、東広島市役所廃棄物対策課（082-420-0926）までご連絡ください。

購入日 翌日から	生ごみ処理容器	かばん型コンポスト	生ごみ処理機 剪定枝破砕機
	4年	3年	7年

9 食品ロスの削減について

(1) 現状

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 464 万トン（農林水産省及び環境省「令和 5 年度推計値」）。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量（令和 5 年度で年間約 370 万トン）とほぼ同等です。

食品ロスを国民一人当たりに換算すると「おにぎり 1 個分（約 102g）の食べもの」が毎日捨てられていることになります。

こうした中、食品ロスを削減する取り組みの一つとして、食品関連企業他より寄贈された食品等を、福祉施設や生活困窮者の支援団体等に届けるフードバンク活動（※1）およびフードドライブ活動（※2）が、全国的に広がりつつあります。

（※1）フードバンク活動・・・当法人が定義するフードバンク活動とは、食品関連企業他より寄贈された食品等（以下、寄贈食品）を集め、福祉施設や生活困窮者の支援団体等に配る活動

（公益財団法人 日本フードドライブ連盟ホームページより引用）

（※2）フードドライブ活動・・・Food（食品）drive（運動）、家庭で余っている食品を集め、福祉施設やフードバンクへ寄贈する活動

(2) フードドライブおよびフードバンクの目的

- ①食品ロスとなりうる食品を市民等から回収し、また事業者と要支援施設等をマッチングすることで、燃やせるごみの中の生ごみ等の削減を図る。
- ②食品ロスとなりうる食品の活用方法を提示することで、市民及び事業者の自発的な食品ロス削減の取り組みに繋げる。

(3) 東広島市のフードバンク団体

東広島市のフードバンク団体は下記の通りです（令和 7 年 4 月 1 日現在）。

フードバンク団体

○一般社団法人ひとむすび・東広島食品ロス削減対策委員会

東広島市高屋町中島 4 1 5

メールアドレス hitomusubi.foodbank@gmail.com



公式 LINE 友だち追加用二次元コード



公式Instagram二次元コード

※令和6年3月から開設時間が次のとおり変わりました。



ひとむすびのフードバンク

～フードバンク東広島～

フードバンクとは？

まだ食べることができるのに、様々な理由で廃棄されてしまう食品を家庭や企業等から引き取り、食べ物を必要としている人や団体へ無償で届ける活動です。

理念

地域内の余ったものを通して、
ありがとうの循環をつくりだす。



食品のご提供のお願い

開設日に直接フードバンク東広島へのお持ち込みをお願いしております。企業や団体に限らず個人の方からの持ち込みも受け付けています。

開設日	毎月3回 8 がつく日 8日、18日、28日
時間	10時～12時 13時～15時 2024年3月から開設時間が 変わりました。
場所	東広島市高屋町中島 415 西高屋駅 県道59号

○ 受け付けている食品

- 日本語で食品表示があり、1か月以上賞味期限があるもの
- 常温保存でき未開封のもの



よろこばれるもの

- お米（白米・玄米・アルファ米）
- パスタ・麺などの乾麺
- 缶詰・レトルト・インスタント食品
- 海苔・お茶漬け・ふりかけ
- 調味料各種・食用油

✕ 受け付けできない食品

- * 開封されているもの
- * 包装や外装が破損しているもの
- * 生鮮食品（生肉・魚介類・生野菜）
- * アルコール（みりん、料理酒は回収します）
- * 医薬品・医学部外品・サプリメント

食品を受け取りたい方へ

無料で食品をお渡しします。
開設日にどなたでも来ていただけます（事前連絡不要）
お渡しできる食品は、在庫状況などによって異なります。
エコバックや袋をご持参ください。
賞味期限に近いものや外装のへこみなどがある場合がございます。
ご確認の上、ご自身の責任で管理し、お召し上がりください。

ひとむすびの
フードバンク
Instagram



フードバンクの
場所はこちらを
チェック！



公式 LINE
友だち追加
二次元コード



お問い合わせ方法 メールまたは LINE 友だち追加後、LINE メッセージ / LINE 通話 よりお願いします。

お問い合わせ：一般社団法人ひとむすび 東広島食品ロス削減対策委員会
メール：hitomusubi.foodbank@gmail.com

後援

東広島市
社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会

Ⅲ その他

1 活動中の事故にはご注意ください

リサイクル推進員としての活動は基本的に危険を伴うものではありませんが、安全にはくれぐれも注意してください。万一、活動中に事故に遭った場合は、以下の対応を取ってください。

（１）市が主催する活動の場合

市が主催する活動中（ワークショップ等）に事故が起こった場合、市が加入する市民総合賠償補償保険（補償保険）が適用される場合があります。事故が起こった際は速やかに廃棄物対策課までご連絡ください。

（２）住民自治協議会が主催する活動の場合

住民自治協議会が主催する活動中（資源回収等）に事故が起こった場合、住民自治協議会で保険に加入（任意）している場合がありますので、保険の有無や補償内容等を各住民自治協議会へご確認ください。

2 Q&A

ごみに関する質問でよくあるものをまとめています。この他活動にあたり、不明な点がありましたら廃棄物対策課（082-420-0926）までご連絡ください。

（１）ごみステーションについて

Q ごみステーションの設置や移設、廃止はどのような手続きが必要ですか。

A ごみステーション設置等の届け出は、所定の様式により廃棄物対策課か各支所地域振興課に提出してください。新たにごみステーションを設置する場合は、利用世帯が20世帯以上、収集車の転回スペースがあること等、いくつか要件があります。また、収集の可否を確認するまでに2週間程度かかりますので、余裕を持って申請してください。

Q 自治会に加入していないとごみは出せないのですか。

A 市のごみ収集は自治会の加入・未加入を問わず行います。しかしながら、ごみステーションの管理には日々の清掃が、維持には費用の負担が必要になるかと思いますので、ごみステーションの使用にあたっては地域の皆さんでよく話し合って決めてください。

Q ごみステーション設置の際に補助は出ますか。

A 市では地域で管理を行う家庭ごみ用ごみステーションの設置にあたり、収集用ボックス及び散乱防止用ネットの本体購入費用の一部を補助しています。

・収集用ボックス：補助率2分の1、補助上限額20万円まで

・散乱防止用ネット：補助率3分の2、補助上限額5万円まで

購入する前に必ず申請を行ってください。設置費用や修繕費用は補助対象外です。

(2) ごみの分別・排出方法について

Q ごみ指定袋にごみを出した人の名前を記載しなければいけませんか。

A 市では指定袋へ氏名を記載する決まりは設けていません。地域で独自にルールを設ける場合は、住民の皆さんの意思を尊重して決めてください。

Q ごみを直接処理施設に搬入する場合はどのようにすれば良いですか。

A 家庭ごみを処理施設に持ち込む際に事前手続きは必要ありません。粗大ごみや新聞、雑誌・雑がみ・ダンボールを除き、ごみステーションに出すときと同じように指定袋に入れて持ち込んでください。

Q 剪定した枝木や刈り草、落ち葉は指定袋に入れるのが難しいのですが。

A 指定袋に入れ難い剪定枝、刈り草、落ち葉については、処理施設で重さに応じて手数料を支払うことにより、指定袋に入れずに搬入することができます。手数料は1枚130円の処理券を購入いただくことで支払われます（1枚につき20kgまで使用できます。）。処理券は廃棄物対策課のほか各支所、各処理施設でも購入いただくことができます。事前購入や大量購入は廃棄物対策課をご利用ください。

また、処理券で処分するごみとそれ以外のごみを同時に搬入すると、複数回計量する必要がありますので、できるだけ混載は避けてください。

Q スプレー缶やカセットボンベは穴を開けなくて良いのですか。

A 以前は使い切った後に穴を開けて出していただくようお願いしていましたが、全国的に穴あけの際の事故が相次いだことから穴を開けずに出していただくよう変更しています。スプレー缶等は必ず中身を使い切ってから「ビン・缶」で出してください。中身が残ったまま捨てると、収集車両等の火災の原因にもなりますので絶対に行わないでください。

ガスを抜く際は、火の気のない風通しの良いところで、先端部をコンクリート等に押し付ける等メーカーの推奨している方法で行ってください。中身が残っている場合、容器を振るとチャプチャプ音がします。

Q 小さな燃やせない粗大ごみを捨てる時は指定袋を使う必要がありますか。

A 指定袋は使わなくてよいです。透明か半透明の中身が見える袋（レジ袋等）に入れて出してください。

Q アパートやマンションなどで事業用の指定袋（赤色・青色）を使用しているのはなぜですか。

A 市内の一部のアパートやマンションでは、アパート・マンションの管理業から出たごみとして、管理者の事情や意向により事業ごみの分別でごみを出しています。このようなケースにおいても、事業者・排出者の責任においてごみの減量と資源化は行っていただく必要があると考えますので、引き続き啓発を行ってまいります。

(3) その他

Q 市の収集車以外がごみステーションから資源物を持ち去っている場合は、どうすれば良いですか。

A 市が指定する事業者以外の者がごみステーションからごみや資源物を持ち去る行為は、条例で禁止されています。持ち去り現場を発見した場合は、直接声をかけず、日時、場所、持ち去り行為を行った者の特徴などを廃棄物対策課までご連絡ください。

Q 私有地に不法投棄されたごみはどのようにすれば良いですか。

A 私有地に捨てられたごみは、その土地を所有・管理する方の責任で処理していただく必要があります。空き地等の所有者は、自分の土地にごみが捨てられないよう、看板やフェンスを設置する等して不法投棄の未然防止に努めてください。

また、廃棄物対策課にて不法投棄防止啓発看板を配付しておりますので、ご入用の方はお問い合わせください。

Q 家電製品等は無料で戸別回収している業者に引き渡しても良いのですか。

A 無料回収している業者の中には、回収後に不法投棄や不適正処理をしたり、後になって高額な処理費用を請求したりする悪質なケースも報告されています。素性の分からない業者の利用は控えましょう。

様式書類

別記様式第1号（第2条関係）

東広島市リサイクル推進員選任届

令和 年 月 日

東広島市長 様

住民自治協議会名
代 表 者 の 氏 名
電 話 番 号

次の者を当住民自治協議会のリサイクル推進員として、東広島市廃棄物減量等推進員設置要綱第2条第1項の規定により選任します。

住 所	
ふ り が な	
氏 名	
電 話 番 号	

住 所	
ふ り が な	
氏 名	
電 話 番 号	

別記様式第2号（第5条関係）

東広島市リサイクル推進員変更・辞任届

令和 年 月 日

東広島市長 様

住民自治協議会名
代 表 者 の 氏 名
電 話 番 号

次のとおり当住民自治協議会のリサイクル推進員の変更・辞任がありましたので、東広島市廃棄物減量等推進員設置要綱第5条の規定により届け出ます。

（辞任する者）

住 所	
氏 名	
変更・辞任理由	

（新たに選任する者）

住 所	
ふ り が な	
氏 名	
電 話 番 号	